

平成25年4月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第1961号 弁護士報酬請求事件

口頭弁論終結日 平成25年2月20日

判 決

兵庫県高砂市

原 告 A

兵庫県高砂市

原 告 B

兵庫県高砂市

原 告 C

兵庫県高砂市

原 告 D

兵庫県高砂市

原 告 E

原告ら訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

同 豊 島 達 哉

兵庫県高砂市荒井町千鳥一丁目1番1号

被 告 高 砂 市

同 代 表 者 市 長 登 幸 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 田 中 久 雄

同 米 田 耕 士

同 中 川 勘 太

主 文

- 1 被告は、原告 E , 原告 A , 原告 B に対し、5838万1834円及びうち5335万1228円に対する平成24年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告は、原告 E , 原告 A , 原告 B , 原告 D , 原告 C に対し、1025万3458円及びうち966万8339円に対する平成24年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告 E , 原告 A , 原告 B のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は原告ら勝訴部分に限り仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告 E , 原告 A , 原告 B に対し、5838万1894円及びうち5335万1283円に対する平成24年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 E , 原告 A , 原告 B , 原告 D , 原告 C に対し、1025万3458円及びうち966万8339円に対する平成24年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告らが地方自治法242条1項に基づき提訴した住民訴訟2件（以下、それぞれ「別件住民訴訟1」、「別件住民訴訟2」という。）を提起し、原告らの勝訴判決が確定したことから、原告らが被告に対し、相当額の弁護士報酬の支払を請求する事案である。

1 前提事実（争いのない事実）

- (1) 原告 E （以下「原告 E」という。）、原告 A （以下「原告 A」という。）、原告 B （以下「原告 B」という。）は、本件原告訴訟代理人2名に訴訟委任を行い、平成17年6月30日に別件住民訴訟1を提起した。

(2) 別件住民訴訟1の経過と結果

ア 第一審（神戸地方裁判所平成17年（行ウ）第36号）

(ア) 判決日 平成20年11月18日

(イ) 判決主文

① 被告は高砂市職員互助会に対し、6億6970万5850円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを請求せよ。

② 原告らのその余の請求を棄却する。

③ 訴訟費用はこれを7分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

イ 第二審（大阪高等裁判所平成20年（行コ）第189号）

(ア) 判決日 平成21年5月22日

(イ) 判決主文

① 本件控訴を棄却する。

② 控訴費用は控訴人の負担とする。

ウ 上告審（平成21年（行ツ）第321号、平成21年（行ヒ）第417号）

(ア) 決定日 平成22年9月14日

(イ) 決定主文

① 本件上告を棄却する。

② 本件を上告審として受理しない。

③ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(3) 原告らは、本件原告訴訟代理人2名に訴訟委任を行い、平成19年8月24日に別件住民訴訟2を提起した。

(4) 別件住民訴訟2の経過と結果

ア 第一審（神戸地方裁判所平成19年（行ウ）第67号）

(ア) 判決日 平成22年3月30日

(イ) 判決主文

① 本件各訴えのうち、平成10年度ないし17年度において夏季特別休暇を取得した高砂市職員ら及び自己啓発研修をした同職員らに対して各夏季特別休暇及び自己啓発研修に係る日数につき給与を減額支給しなかったことの違法並びに同職員らに対して平成18年4月ないし10月分の地域手当を支給したことの違法を理由として、田村広一に対し損害賠償請求をするよう求める部分をいずれも却下する。

② 被告は、田村広一に対し、8401万3776円及びこれに対する平成18年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

③ 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

④ 訴訟費用はこれを50分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

イ 第二審（大阪高等裁判所平成22年（行コ）第79号）

(ア) 判決日 平成23年2月10日

(イ) 判決主文

① 本件各控訴をいずれも棄却する。

② 当審における訴訟費用はこれを2分し、その1を1審原告らの負担とし、その余は1審被告の負担とする。

ウ 双方上告は行わず、平成23年2月24日に確定

2 争点

(1) 被告が支払うべき別件住民訴訟1の弁護士報酬

ア 原告 E , 原告 A , 原告 B の主張

(ア) 別件住民訴訟1では、原告 E , 原告 A , 原告 B と原告訴訟代理人らとの間において、訴訟提起に先立ち、住民側の勝訴が確定した場合には、日本弁護士連合会旧報酬基準（平成16年に廃止されたも

の)により報酬及び消費税を訴訟代理人に支払うこととする旨合意がされた。

(イ) 判決で認められた元金6億6970万5850円に判決が確定した平成22年9月14日までの法定利息1億8274万7130円を加えた8億5245万2980円を経済的利益とし、旧日弁連報酬基準では経済的利益が3億円を超える場合は、着手金が2%+369万円、報酬は4%+738万円と定められていることから、第1審、第2審、上告審の着手金が2073万9059円と報酬4147万8119円を合計した1億0369万5296円及びその消費税518万4764円の合計1億0888万0060円が本来の弁護士報酬金額である。

ところで、平成21年4月23日最高裁判決が支持した原々審である京都地裁平成19年3月18日判決は、住民訴訟によって宇治市が回収した債権と回収予定額を経済的利益として、これに旧弁護士報酬基準を当てはめ、第1審、第2審の着手金と報酬金を計算したが、同一代理人が1審、2審を通じて受任していることから、これを減額し、報酬金を加算して合計金を出し、これを目安とすべき金額とした上で、30%の範囲で減額をして、弁護士報酬とした(以下、これを「平成21年最高裁判決基準」という。)

本件に、平成21年最高裁判決基準を当てはめると、本件では、一審から上告審を通じて同一代理人が受任しており、また、上告、上告受理申立は高砂市長しか行っておらず、原告ら代理人は上告審においては書面の作成等はしていないことから、一審から上告審までの着手金の合計は一審着手金の1.5倍である3110万8588円とし、これと報酬金4147万8192円を合計した7258万6780円を目安として、これから30%減額すると5081万0746円とな

る。原告らが被告に対して請求できる弁護士費用は上記金員に消費税5%を加えた5335万1283円を下回ることはない。

原告らは被告に対して弁護士報酬の支払を平成22年10月12日に請求したが、被告はこれに応じない。平成22年10月13日より平成24年8月31日まで年5分の割合による利息は50.3万0611円となり、平成24年8月31日時点の元利合計は5838万1894円となる。

イ 被告の主張

(ア) 原告 E , 原告 A , 原告 B の主張(ア)の事実は知らない。

(イ) 同(イ)については、否認し、争う。原告らの挙げる最高裁判決は、地方自治法（昭和22年法律第67号）242条の2第12項（旧第7項）にいう「相当と認められる額」とは、「旧4号住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額、判決の結果普通公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である」と判示する。原告らの求める弁護士報酬額は、判決で認容された額のみを元に計算されたものであり、最高裁判決の求めるその他の事情を総合的に勘案して定められたものでない点で失当である。

(ウ) 別件住民訴訟1を受けて平成24年11月5日現在において被告が回収した金額は5億5764万1525円である。したがって、着手金及び報酬金の算定の基になる経済的利益の額は5億5764万1525円とすべきである。

着手金の額は、経済的利益の額を5億5764万1525円として日弁連旧報酬基準を適用した上、1.5を乗じると、第1審から上級審までを通じて2226万4245円となる。

同様に、報酬金の額も経済的利益の額を5億5764万1525円として日弁連旧報酬基準を適用すると2968万5661円となる。

以上の合計額である5194万9906円を目安として30%減額すると3636万4934円となり、地方自治法上原告らが被告に請求できる金額はこれを上回ることではない。

(エ) 別件住民訴訟1の被告である高砂市職員互助会（以下「互助会」という。）は1億2000万円を被告に返還した時点で資金が枯渇したため、被告は、別途弁護士に委任して互助会会員又は元会員に対する返還を求める旨の請求、督促及び催促を行い、又は民事調停などによる返還請求を行ってきた。いまだ返還に応じていない者のうち180名については、神戸地方裁判所姫路支部に不当利得返還請求訴訟を提起し、現在係属中である。別件住民訴訟1においては、互助会会員又は元会員に対する不当利得返還請求権の存在について判断されていないため、今後の回収の見込みも不明である。したがって、被告が回収した5億5764万1525円のうち大部分は被告が別途委任した弁護士の努力によるものであって、当該弁護士に対しては訴訟委任契約料をはじめとして多額の費用を支払っている。言い換えれば、当該弁護士の活動がなければ5億5764万1525円もの回収は不可能であった。仮に、被告が回収した金額全額を元にして計算した金額を原告らに支払うとすれば、被告は、互助会会員又は元会員からの回収を依頼した弁護士の努力によって回収した金額について、当該弁護士と原告らとの二重払いを強いられることとなり妥当ではない。被告が現在

まで回収した5億5764万1525円のうち、互助会が別件住民訴訟を受け返還可能であった1億2000万円の占める割合は約21.5%であるから、被告が原告らに支払うべき「相当と認められる額」を算定するにあたって、さらに相当分が減額されるべきである。

(2) 被告が支払うべき別件住民訴訟2の弁護士報酬

ア 原告らの主張

- (ア) 別件住民訴訟2では、原告らと原告訴訟代理人らとの間において、訴訟提起に先立ち、住民側の勝訴が確定した場合には、日本弁護士連合会旧報酬基準（平成16年に廃止されたもの）により報酬及び消費税を訴訟代理人に支払うこととする旨の合意がされた。
- (イ) 判決で認められた元金8401万3776円に判決が確定した平成23年2月24日までの法定利息1826万4364円を加えた1億0227万8140円を経済的利益とし、旧日弁連報酬基準では経済的利益が300万円を超える場合は、着手金が3%+69万円、報酬は6%+138万円と定められていることから、第1審、第2審の着手金は各375万8344円であり、報酬は751万6688円である。そして、これらの合計は1503万3376円であり、これに消費税75万1668円を加えた合計1578万5044円が本来の弁護士報酬金額である。

本件に、平成21年最高裁判決基準を当てはめると、本件では、一、二審を通じて同一代理人が受任しており、一審及び控訴審の着手金の合計は一審着手金の1.5倍である563万7516円とし、これと報酬金751万6688円を合計した1315万4204円を目安として、これから30%減額すると920万7942円となる。原告らが被告に対して請求できる弁護士費用は上記金員に消費税5%を加え

た966万8339円を下回ることではない。

原告らは被告に対して弁護士報酬の支払を平成23年6月15日に請求したが、被告はこれに応じない。平成23年6月16日より平成24年8月31日まで年5分の割合による利息は58万5119円となり、平成24年8月31日時点の元利合計は1025万3458円となる。

イ. 被告の主張

(ア) 原告らの主張(ア)の事実知らない。

(イ) 同(イ)については、上記(1)イ(イ)と同様の理由により、否認し、争う。

(ウ) 別件住民訴訟2の確定を受け、被告は平成23年4月15日、田村広一に対し、別件住民訴訟2の判決認容額の請求をしたが、支払いがなかったため、同年7月15日、神戸地方裁判所姫路支部に提訴した(同支部平成23年(ワ)第900号。以下「損害賠償請求訴訟」という。)

この損害賠償請求訴訟において、裁判所から和解の勧告がされ(乙1)、議会の議決を経たうえ、平成24年4月19日、損害賠償請求訴訟の被告が300万円を支払うことで裁判上の和解が成立した(乙2)。したがって、着手金及び報酬金の算定の基になる経済的利益の額は300万円とすべきである。そして、着手金の額は、第1審から上級審を通じて、経済的利益を300万円として日弁連旧報酬基準を適用した上、1.5を乗じて36万円となる。同様に報酬の額も、経済的利益の額を300万円として日弁連旧報酬基準を適用すると48万円になる。以上の合計額84万円を目安として30%減額すると、58万8000円となり、地方自治法上原告らが被告に請求できる金額はこれを上回ることではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (被告が支払うべき別件住民訴訟1の弁護士報酬) について

(1) 弁論の全趣旨によれば、別件住民訴訟1について被告が回収した金額は、平成24年11月5日現在で5億5764万1525円であること、被告は現在も、互助会に代位して互助会会員らに対する債権者代位訴訟を提起するなどして、その余の回収を図ろうとしていることが認められる(被告が自認している事実)。

他方、別件住民訴訟1の確定判決どおりの債権が回収されれば、その経済的利益は、原告E、原告A、原告B(以下、この3名の原告らを「原告ら3名」という。)が主張するとおり、判決が確定した平成22年9月14日の時点で、元金6億6970万5850円に判決確定日までの法定利息1億8274万7130円を加えた8億5245万2980円となり、現時点で実際に回収された5億5764万1525円との差額は2億9481万1455円である。

(2) そこで、別件住民訴訟1の弁護士報酬算定の基礎となる経済的利益の額をいくらにすべきかについて検討するに、既に回収された5億5764万1525円がその経済的利益に含まれることは当然として、いまだ回収されていない分についても、将来弁済を受ける見込みのある債権の額は、これに含まれると認めるのが相当である。

そして、住民訴訟が、原告である住民が被告である地方公共団体に対し、損害賠償請求をするように求める訴訟であり、地方公共団体が損害賠償請求の相手方から実際に当該金額を回収することができるかどうかは、住民訴訟の原告である住民には容易に知り得ない事実であるというべきであり、実際に損害賠償請求をすべき地方公共団体において、回収の見込みなどを調査し、その回収を図るべきものである。そうすると、住民訴訟における弁護士費用を算定する上で基礎となる経済的利益を算定するにあたっては、確定判決の認容額のうち回収見込みのない部分があるというのであれば、そのことは住

民訴訟の被告であった地方公共団体において主張、立証すべきであるというべきである。

別件住民訴訟1については、被告は、回収できていない部分があることを主張し、それについて約180名に対して債権者代位訴訟を提起してその回収見込みは不明である旨主張するが、回収の見込みがないことについて特段立証しない。被告は、債権者代位訴訟において、同訴訟の被告である互助会会員らが、債務の支払義務がないとか、既に債務は時効消滅しているとして争っている旨主張する。しかし、実際に支払義務がなく、あるいは時効により消滅しているとの主張が認められて回収の見込みがない蓋然性が高い旨の立証はない。また、仮に消滅時効が完成している部分があるとしても、別件住民訴訟1が平成17年に提起されているにもかかわらず、被告において互助会に対する請求や債権者代位訴訟などの互助会の有する債権の回収のための措置を講じることなく、上告までして争ったことによるものというべきであり、消滅時効の完成により回収が不可能になった部分があるとしても、これを理由に、被告に請求し得る別件住民訴訟1の弁護士報酬の算定の基礎となる同訴訟の経済的利益を減額すべき理由にはならないというべきである。

したがって、全額について回収の見込みがあるものとして、原告主張の8億5245万2980円を弁護士報酬算定の基礎となる経済的利益と認めるのが相当である。

- (3) これに対し、被告は、別件住民訴訟1の被告である互助会は1億2000万円を被告に返還した時点で資金が枯渇したため、被告は、別途弁護士に委任して互助会会員又は元会員に対する返還を求める旨の請求、督促及び催促を行い、又は民事調停などによる返還請求を行ってきた、別件住民訴訟1においては、互助会会員又は元会員に対する不当利得返還請求権の存在について判断されていないため、被告が回収した5億5764万15

25 円のうち大部分は被告が別途委任した弁護士の努力によるものであるなどとして、現実に回収された5億5764万1525円の大部分（互助会から回収した1億2000万円を除く部分という趣旨の主張のようである。）も、別件住民訴訟1の経済的利益とはいえない旨主張する。

そして、証拠（乙3、4）及び弁論の全趣旨によれば、平成22年11月9日時点での互助会の資産は約1億4000万円（同年3月1日時点の積立金が1億4279万1260円、平成22年9月末日時点での平成22年度予算残金が624万0757円）であり、互助会が被告に対し、平成22年11月9日付けの「返還請求に対する回答書」において、基金全額から今後の返還金の回収事務費約2000万円を除いた1億2000万円を平成22年11月12日までに被告に返還することを約するとともに、返還金の残額については、会員・元会員に対して返還協力を求め、互助会での自主回収に努める旨約していることが認められる。

以上によれば、現実に回収されている5億5764万1525円と互助会が被告に支払った1億2000万円の差額である4億3764万1525円についても、被告の努力のみによって回収されたのではなく、互助会が努力して回収した部分もあり、そのための費用として約2000万円を互助会が支払っていたものと推認される。そして、これらの回収について、被告がどれほどの努力をし、どれだけ費用を要したかについては、特段の立証はない。したがって、仮に、被告の努力、費用負担によって回収された分については、別件住民訴訟1の経済的利益を減額する要素とすべきであるという見解に立ったとしても、本件においては、被告の費用負担についての立証がないから、減額をすることはできない。

そして、そもそも、住民訴訟は、原告である住民が被告である地方公共団体に対し、損害賠償請求することを求める訴訟であり、原告自身が直接

損害賠償請求をすることができないのであるから、住民訴訟で敗訴した地方公共団体が住民訴訟の判決で認められた額について損害賠償請求訴訟をするなどしてその回収をするために努力すべきは当然の責務であり、そのために費用を要するからといって、住民訴訟の弁護士報酬を算定する上で基礎となる住民訴訟の経済的利益を減額するのは相当ではない。被告の上記主張は採用できない。

また、被告は、被告が互助会に債権者代位して請求した互助会の会員らに対する債権は、別件住民訴訟1の確定判決によって回収可能になった債権（被告の互助会に対する債権）とは異なるものであることは明らかであり、裁判でその存在自体が争われている債権を「回収可能な債権」又は弁済を「受ける見込みのある債権」と認めることはできないことも明らかである旨主張する。

しかし、債権者代位訴訟で請求する互助会の会員に対する請求権も互助会の財産なのであるから、それが存在するのであれば、別件住民訴訟1の判決による請求権を弁済させる責任財産となり、その分は、別件住民訴訟1による経済的利益となるといえるのは当然のことであるというべきである。そして、会員に対する請求について、これが認められない蓋然性が高いことについて特段立証はないから、これを弁済を受ける見込みのある債権ではないと認めることはできない。また、会員に対する債権については、本来なら、被告に対する債務者である互助会が会員らに対して請求すべきものである。これをしないから被告が債権者代位訴訟を提起しているものであるが、互助会が被告への弁済のために自ら財産を保全する行為をしないという別件住民訴訟1とは無関係な事情により、同訴訟による経済的利益を減額して評価するのは相当ではない。したがって、被告の上記主張も採用できない。

(4) そして、8億5245万2980円の経済的利益に、旧日弁連報酬基準を当てはめると、着手金が第一審、第二審とも2%+36.9万円（この算定式は被告も特段争っていない。）で2073万9059円（小数点以下切り捨て。以下同様）、報酬は4%+73.8万円（この算定式も被告は特段争っていない。）で4147万8119円である。その合計額は1億0369万5296円であり、第一審の着手金の1.5倍に報酬を加えた額は7258万6707円である。そして、後者から30%を減額した5081万0694円に消費税を加えた5335万1228円を別件住民訴訟1の被告が原告ら3名に支払うべき弁護士報酬と認めるのが相当である。

なお、被告の支払うべき弁護士報酬は、別件住民訴訟1の経済的利益のみならず、同訴訟の難易度なども総合的に考慮して決められるべきものである。しかし、弁護士報酬の基本は、当該訴訟で得られた経済的利益によるべきであり、訴訟の難度が高ければそこから増額し、低ければ減額するというように、経済的利益以外の事情は、経済的利益により算定された報酬額を増減する事情として加味するのが相当であると考えられる。そして、住民訴訟は、一般的にもそれほど容易な訴訟類型とは考えられない上、別件住民訴訟1の内容（甲1の1～3）、審理に要した期間の長さや被告が上告までして争ったことなどからすれば、上記のとおり経済的利益を基にして算定した弁護士報酬の額を減額すべきような事情はないというべきである。

原告らは被告に対して弁護士報酬の支払を平成22年10月12日に請求したが、被告はこれに応じない。平成22年10月13日より平成24年8月31日まで年5分の割合による利息は503万0606円となり、平成24年8月31日時点の元利合計は5838万1834円となる。

2 争点(2)（被告が支払うべき別件訴訟2の弁護士報酬）について

(1) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 別件住民訴訟2の確定を受け、被告は平成23年4月15日、田村広

一に対し、別件住民訴訟2の判決認容額の請求をしたが、支払いがなかったため、同年7月15日、神戸地方裁判所姫路支部に提訴した（損害賠償請求訴訟）。この損害賠償請求訴訟において、裁判所から和解の勧告がされ（乙1）、議会の議決を経たうえ、平成24年4月19日、損害賠償請求訴訟の被告が300万円を支払うことで裁判上の和解が成立した（乙2）。

イ 上記アの和解勧告は、裁判所が次のとおりの見解を示した上での和解案を提示することによってされた（乙1）。

高砂市（損害賠償請求訴訟の原告）の各職員は、研修制度は労使合意で導入されたものであり、自己啓発研修への給与支出は田村広一（損害賠償請求訴訟の被告）一人の責任ではないとして、田村広一への請求額を減じるように要請するため、平成23年度夏季特別休暇の一部を返上し（職員1112人が4736日の夏季特別休暇を返上）、返上された夏季休暇分の給与相当額は8065万3867円、各諸手当を含めればこの額をさらに上回ると考えられる。そこで、上記夏季休暇分の給与相当額及び田村広一が高砂市長を2期勤めた功績を考慮すると、当裁判所は本件事件の和解案として300万円が相当と思料する。

ウ なお、上記イで損害賠償訴訟の裁判所が和解勧告において示した見解の中で言及されている事実については、そのとおりの事実が実際にあったものと認められる。

- (2) 以上のとおりの経緯により損害賠償請求訴訟で和解が成立し、これに従って田村広一が本件被告に対して和解金300万円を支払ったことからすれば、被告は、別件住民訴訟2によって、少なくとも、田村広一から支払われた損害賠償請求訴訟の和解金300万円に加え、本件被告の職員が返上した夏季特別休暇分の給与相当額（各諸手当を除く。）である8065万3867円の合計8365万3867円（上記(1)イのとおり、各諸手当を含めれば

さらに高額)の利益を得たと認められる。

これに対し、被告は、被告の職員は平成23年度の夏季特別休暇の一部を返上したが、夏季特別休暇は高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和30年高砂市条例第6号)に定める有給休暇であるから、その返上の有無にかかわらず給与は支払われるのであって、被告が何ら経済的利益を得るものではない旨主張するかのようである(被告の平成25年2月19日付け準備書面5頁2項(1)。そのようなことを別件住民訴訟2で原告も主張し、自認しているところであると述べており、明確に被告の主張として記載はしていないが「原告も」との記載から、被告も同様の主張をするという趣旨とも解される。)。しかし、夏季特別休暇を取得する場合と返上する場合で、いずれも同額の給与を支払うことになっているとしても、夏季特別休暇が取得された場合には、その間、当該職員による勤務を被告が享受できないのに対し、夏季特別休暇が返上された場合には、当該職員による勤務を被告が享受することができるようになる。したがって、後者においては、前者に比べて、返上された夏季特別休暇分の勤務を被告が享受できたという利益が被告に生じていることは明らかである。そして、この利益を金銭に換算すれば、夏季特別休暇分の給与相当額であるというべきであるから、少なくとも8065万3867円であるということになる。

ところで、本件住民訴訟2の確定判決の経済的利益は、それが全部回収されれば原告の主張するとおり判決確定時までの金額で1億0227万8140円になるが、これと上記和解により回収された金額(少なくとも8365万3867円)との差額は、多くとも1862万4273円ということになる。

そして、上記和解案が裁判所から提示された時点において、既に夏季特別休暇の返上による8065万3867円以上の利益を被告は得ていたのであるから、同利益を得るために被告が損害賠償請求訴訟において田村広一に譲

歩する必要は全くなかったものと考えられる。また、田村広一が高砂市長を2期務めた人物であったことからすれば、田村広一からわずか300万円ではなく、上記差額に300万円を加えた2162万4273円を回収することもさほど困難ではなかったと推認される。少なくとも、それだけの額を回収する見込みもなかったと認めるに足りる証拠はない（なお、損害賠償請求訴訟が和解ではなく判決で終局した場合、夏季特別休暇の返上によって本件被告が得た利益を本件住民訴訟2の確定判決の請求権そのものに対する弁済等と評価するのは困難であるから、元金8401万3776円とこれに対する法定利息を加えた額全額の認容判決になったものと推測される。仮に、そうではなくても、上記利益との差額は全額認容されることになる。）。

そうすると、裁判所の和解勧告に従ったものとはいえ、被告の得た利益が1億0227万8140円に届かず、8365万3867円ないしそれをある程度超える額にとどまったのは、被告が上記和解をするという選択をしたからに過ぎないのであり、原告らの提起した別件住民訴訟2やそれについての原告らの代理人の活動とは関係のないことであるというべきである。したがって、被告が上記のような和解で損害賠償請求訴訟を終えたことをもって、別件住民訴訟2の弁護士報酬を算定する基礎となる経済的利益を原告ら主張の1億0227万8140円よりも低くすべき理由はない。

そして、この1億0227万8140円の経済的利益に、旧日弁連報酬基準を当てはめると、着手金が第一審、第二審とも3%+69万円（この算定式は被告も特段争っていない。）で375万8344円（小数点以下切り捨て。以下同様）、報酬は6%+138万円（この算定式も被告は特段争っていない。）で751万6688円である。その合計額は1503万3376円であり、第一審の着手金の1.5倍に報酬を加えた額は1315万4204円である。そして、後者から30%を減額した920万7942円に消費税を加えた966万8339円を別件住民訴訟2の被告が原告らに支払うべ

き弁護士報酬と認めるのが相当である。

なお、被告の支払うべき弁護士報酬は、別件住民訴訟2の経済的利益のみならず、同訴訟の難易度なども総合的に考慮して決められるべきものである。しかし、弁護士報酬の基本は、当該訴訟で得られた経済的利益によるべきであり、訴訟の難度が高ければそこから増額し、低ければ減額するというように、経済的利益以外の事情は、経済的利益により算定された報酬額を増減する事情として加味するのが相当であると考えられる。そして、住民訴訟は、一般的にもそれほど容易な訴訟類型とは考えられない上、別件住民訴訟2の内容（甲2の1・2）、審理に要した期間の長さや被告が控訴までして争ったことなどからすれば、上記のとおり経済的利益を基にして算定した弁護士報酬の額を減額すべきような事情はないというべきである。

- 3 以上によれば、原告の請求は、主文第1項及び第2項の限度では理由があるからこれを認容することとし、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、棄却部分は請求額に比して極めてわずかであるから訴訟費用については民事訴訟法61条、64条ただし書を適用して全部被告に負担させることとし、仮執行の宣言について同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第4民事部

裁判官 寺 西 和 史

これは正本である。

平成25年4月17日

神戸地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 渡 邊 直

